

平成30年第2回臨時会

# 天栄村議会会議録

平成30年4月10日 開会

平成30年4月10日 閉会

天栄村議会

## 平成30年第2回天栄村議会臨時会会議録目次

### 第1号（4月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集挨拶	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
閉会の宣告	26

第 2 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成30年第2回天栄村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成30年4月10日（火曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長議会招集挨拶  
日程第 4 議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて  
日程第 5 議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
日程第 6 議案第3号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 7 議案第4号 専決処分の報告及び承認について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大須賀 溪	仁 君	4番	服 部	晃 君
5番	小 山 克彦	君	6番	揚 妻 一男	君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田 喜八	君
9番	後 藤	修 君	10番	廣 瀬 和吉	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	森 茂 君
参 事 兼 総務課長	清 浄 精 司 君	税務課長	黒 澤 伸 一 君

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼  
議事會  
事務局  
長

伊藤 栄 一

書記 星 千 尋

書記 大須賀 久 美

---

### ◎開会の宣告

○議長（廣瀬和吉君） 本日は公私ともにご多忙のところ、平成30年第2回天栄村議会臨時会にご参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、平成30年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

これより平成30年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

（午後 2時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（廣瀬和吉君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（廣瀬和吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 服部 晃 君

5番 小山 克彦 君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（廣瀬和吉君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長、小山克彦君からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 本臨時会についての会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、平成30年第2回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日1日限りと決定を見ましたので、議長よりお諮りを申し上げます。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（廣瀬和吉君） お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

### ◎村長議会招集挨拶

○議長（廣瀬和吉君） 日程第3、ここで村長より平成30年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申し出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに平成30年天栄村議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日は4議案をご提案いたしましてご審議を願うものでありますが、その大要をご説明申し上げます。

議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてであります。教育長の退任に伴い、新たな教育長を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。監査委員の退任に伴い、新たな監査委員の選任に当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号及び議案第4号 専決処分の報告及び承認についてであります。いずれも地方税法の改正に伴い、天栄村税条例の一部を改正する条例及び天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、報告及び承認を求めるものであります。

以上提案いたしますので、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成30年4月10日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（廣瀬和吉君） これで、村長の挨拶を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第4、議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局長に朗読させます。

〔参事兼事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼事務局長（伊藤栄一君） 議案第1号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年4月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 福島県須賀川市西山寺町215番地。

氏 名 久 保 直 紀。

生年月日 昭和32年8月22日生。

○議長（廣瀬和吉君） 朗読が終わりましたので提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由を申し上げます。

教育長につきましては、増子前教育長が平成30年3月末をもって退任され、現在は、小針克彦教育委員がその職務を代理しているところであります。このため、新たな教育長として久保直紀さんを任命したく、任命についての議会の同意を求めるものであります。

久保さんの経歴は、お手元にお配りした資料のとおりであります。小・中学校の校長を務められ、この3月に須賀川市立第二小学校長を最後に退職されました。この間、岩瀬地区小・中学校校長協議会会長も務められました。また、人格が高潔で、教育及び学術、文化に関する見識、情熱を有し、教育長として適任者であります。

なお、任期は前教育長の残任期間であります平成32年3月31日であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論を省略して採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、今ほど同意されました久保直紀君よりご挨拶をいただきますので、暫時休議いたします。

(午後 2時08分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時08分)

---

○議長（廣瀬和吉君） これより、今ほど教育長の選任につき同意を得ました久保直紀君よりご挨拶をいただきます。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） ただいま私は教育長として、村長の任命と議会のご同意をいただきました久保直紀と申します。

大変光栄に存じますとともに、その重責を考えますと、身の引き締まる思いでございます。子供たちも大人にとっても、変化の激しい複雑な時代であるだけに、教育行政への期待は大きく、求められていることも多様化しています。それらに応えるためには村長、そして、村の基本理念であります第5次天栄村総合計画「自然と共に人・未来を創造する村 てんえい」の5つの基本目標、さらには村教育委員会の重点施策の基本理念である「地域コミュニティーを核とした天栄だからできる少人数教育」を着実に推進していかなければならないと考えております。

私は、教育行政の最先端である学校現場での経験を生かし、学校教育、スポーツ、生涯学習、地域活動などの場で多くの村民の皆様方と触れ合い、関係諸機関や役所各課との連携を図りながら、天栄の教育の充実と発展のために誠心誠意、力を尽くしてまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） どうもご苦労さまでした。

ここで暫時休議いたします。

(午後 2時11分)

---

○議長（廣瀬和吉君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時11分)

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第5、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼事務局長 伊藤栄一君登壇〕

○参事兼事務局長（伊藤栄一君） 議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67条）第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成30年4月1日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住 所 福島県岩瀬郡天栄村大字高林字日向77番地。

氏 名 常 松 秀 夫。

生年月日 昭和24年5月17日生。

○議長（廣瀬和吉君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由を申し上げます。

前監査委員の須賀 章さんが3月末をもって退任されることに伴い、新たな監査委員として常松秀夫さんを選任したく、選任についての議会の同意を求めるものであります。

常松さんの経歴は、お手元にお配りした資料のとおりであります。人格が高潔で、昭和45年に天栄村役場に奉職し、平成21年に退職するまでの間、住民福祉課長、教育次長、建設課長、税務課長など村の要職を務められ、財務、行政運営に関して優れた見識を有していることから監査委員として適任者であります。

なお、監査委員の任期は4年であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第6、議案第3号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） ご説明申し上げます。

議案第3号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

平成30年4月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第1号 天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村税条例の一部を改正する条例。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同第3項中「この節」の下に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の下に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条、削除。

第34条の2中「扶養控除額を、」の下に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」

を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号イ及び第2号イ中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との下に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の下に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

第2項、法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第3項、内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の

12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

第10項、法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の村民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により村長に提供することにより、行わなければならない。

第11項、前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

第12項、第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされたときに同項に規定する村長に到達したものとみなす。

第52条第1項及び第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

第2項、第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第3項、第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更生により納付すべき村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

第5項、第48条第7項の規定は、前項延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第6項、第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正行為により村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により村民税又は令第48条の15の5第4項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条、製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

第1号、喫煙用の製造たばこ。

イ、紙巻たばこ。

ロ、葉巻たばこ。

ハ、パイプたばこ。

ニ、刻みたばこ。

ホ、加熱式たばこ。

第2号、かみ用の製造たばこ。

第3号、かぎ用の製造たばこ。

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第93条の2、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の

物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売り渡し、消費等又は引き渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばこととする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の下に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の下に（「加熱式たばこを除く。」）を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号イ中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号ロ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の下に「第4項の」を、「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

第5項、第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の下に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

第3項、加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方式により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

第1号、加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。

第2号、加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法。

第3号、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法。

イ、売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認定を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ、当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

ロ、イに掲げるもの以外の加熱式たばこ、たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額。

第94条に次の4項を加える。

第7項、第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第8項、前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号イに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第9項、第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

第10項、前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」

に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の下に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第18項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

第12項、法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して村長に提出しなければならない。

第1号、納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）。

第2号、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積。

第3号、家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会

場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別。

第4号、家屋の建築年月日及び登記年月日。

第5号、利便性等向上改修工事が完了した年月日。

第6号、利便性等向上改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由。

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第13条中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号、天栄村税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに附則第5条から第7条までの規定、平成30年10月1日。

第2号、天栄村税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の

2 第3項の改正規定並びに次条例第1項の規定、平成31年1月1日。

第3号、附則第4条の規定、平成31年4月1日。

第4号、天栄村税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定、平成32年4月1日。

第5号、附則第8条及び第9条の規定、平成32年10月1日。

第6号、天栄村税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定、平成33年1月1日。

第7号、附則第10条及び第11条の規定、平成33年10月1日。

（村民税に関する経過措置）

第2条、前条第2号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例の規定中個人の村民税に係る部分は、平成31年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成30年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第2項、前条第6号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例の規定中個人の村民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、平成32年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第3項、第1条の規定による改正後の天栄村条例（次項及び次第1項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。

第4項、新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第2項、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の

例による。

第3項、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4項、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第5項、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第6項、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（村たばこ税に関する経過措置）

第5条、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る村たばこ税）

第6条、平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（天栄村税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第30号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の天栄村税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に

規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

第2項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号。附則第9条第2項及び第11条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに村長に提出しなければならない。

第3項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第4項、第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第19条、第98条第1項若しくは第2項。天栄村税条例の一部を改正する条例(平成30年天栄村条例第20号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第6条第3項。

第19条第2号、第98条第1項若しくは第2項。平成30年改正条例附則第6条第2項。

第19条第3号、第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限。平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限。

第98条第4項、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式。地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式。

第98条第5項、第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第6条第3項。

第100条の2第1項、第98条第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第6条第2項  
当該各項。同項。

第101条第2項、第98条第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第6条第3項。

第5項、30年新条例第99条の規定は販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16条の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る村たばこ税に関する経過措置)

第7条、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(村たばこ税に関する経過措置)

第8条、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る村たばこ税)

第9条、平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこの税率は、1,000本につき430円とする。

第2項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに村長に提出しなければならない。

第3項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第4項、第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項までに規定するもののほか、第3条の規定による改正後の天栄村税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第19条、第98条第1項若しくは第2項。天栄村税条例の一部を改正する条例（平成30年天栄村条例第20号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項。

第19条第2号、第98条第1項若しくは第2項。平成30年改正条例附則第9条第2項。

第19条第3号、第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限。平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限。

第98条第4項、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式。地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式。

第98条第5項、第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第9条第3項。

第100条の2第1項、第98条第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第9条第2項。

当該各項。同項。

第101条第2項、第98条第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第9条第3項。

第5項、32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（村たばこ税に関する経過措置）

第10条、別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る村たばこ税）

第11条、平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者

の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には村区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には村の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、村たばこ税を課する。この場合における村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該村たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

第2項、前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに村長に提出しなければならない。

第3項、前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34条の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第4項、第1項の規定により村たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の天栄村税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第19条、第98条第1項若しくは第2項。天栄村税条例の一部を改正する条例（平成30年天栄村条例第20号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年を改正条例」という。附則第11条第3項）。

第19条第2号、第98条第1項若しくは第2項。平成30年改正条例附則第11条第2項。

第19条第3号、第81条の6項第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限。平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限。

第98条第4項、施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式。地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式。

第98条第5項、第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第11条第3項。

第100条の2第1項、第98条第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第11条第2項。

当該各項。同項。

第101条第2項、第98条第1項又は第2項。平成30年改正条例附則第11条第3項。

第5項、33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、村の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条

の4規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正により、一部が平成30年4月1日から施行されることとなったことに伴い、天栄村税条例の一部改正を平成30年3月31日に専決処分を受けたものであります。

主な改正点について、お手元の資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、3ページをご覧ください。

第24条については、個人の村民税の非課税の範囲について規定がございます。

次のページをお開きください。

第1項第2号においては、障害者、未成年者、寡婦に関する非課税措置の所得制限を125万円から135万円に引き上げられるものです。また、同条第2項においては、控除対象配偶者を生計同一配偶者に名称変更し、均等割非課税限度額を10万円引き上げられるものでございます。これは、平成33年1月から施行されます。

第32条の個人均等割の税率の軽減については廃止となります。これは、扶養されている配偶者等の均等割額の軽減について廃止されたものでございます。

第34条の2については、所得控除の規定について基礎控除額に所得要件を創設し、前年の所得が2,500万円以下とするものです。また、第34条の6については、調整控除の規定について調整控除額に所得要件を創設、前年の所得2,500万円以下とするものです。いずれも平成33年1月から施行されます。

8ページをご覧ください。

第48条、法人税の申告納付の規定につきましては、外国子会社を持つ法人の税割額の控除について規定したもの及び資本金1億円を超える普通法人の電子申告の義務化を明記したものでございます。

11ページをご覧ください。

法人税の納期限延長の際の延滞金の規定につきましては、申告後に増額、更正等があった場合の延滞金の控除についての規定が見直されたもので、30年4月から適用されます。

続いて、13ページをご覧ください。

第92条、製造たばこの区分について、村たばこ税の区分を新たに明記いたしました。

また、14ページ、第93条の2、製造たばこことみなすものの規定については、従来課税上

パイプたばこと区分していた、いわゆる電子たばこを製造たばことみなす、過熱式たばこの定義を明記し、また94条、たばこ税の課税基準につきましては、加熱式たばこの課税の際の換算方法等について明記したものでございます。

17ページをご覧ください。

第95条、たばこ税の税率については、たばこ税の税率の改正、1,000本当たり5,262円のもの、1,000本当たり5,692円に改正するものです。

たばこ税に係る改正については、いずれも平成30年10月から施行され、この後、平成32年10月と平成33年の10月と3段階により改定され、最終的には1,000本当たり6,552円に引き上げられ、消費税の増税も相まって消費者にとっては一箱当たり60円の値上げとなります。

また、加熱式たばこにつきましては、平成34年度まで5段階に分けて改定を行い、課税額が紙巻たばこの7割から8割になりますよう引き上げが実施されます。

19ページをご覧ください。

附則第5条については、所得割非課税限度額の10万円の引き上げが規定されております。こちらは31年1月から施行されます。

22ページ以降の附則第11条から第13条に関しましては、固定資産税の各種特例の延伸に伴う整備でございます。全て32年度まで延伸されます。

説明につきましては以上でございます。

ご審議の上、ご承認を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（廣瀬和吉君） 日程第7、議案第4号 専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、黒澤伸一君。

〔税務課長 黒澤伸一君登壇〕

○税務課長（黒澤伸一君） 議案書の28ページをお開きください。

議案第4号 専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

平成30年4月10日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

専決第2号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項、この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項、改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましても、地方税法の一部を改正する法律等の改正により、国保税の課税限度額の引き上げと軽減措置の拡充が盛り込まれた見直しが行われたことに伴う条例の改正を行うものでございます。

改正点につきましては、お手元の資料新旧対照表27ページをご覧ください。

天栄村国民健康保険税条例第2条の第2項においては、基礎課税額に係る課税限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。

第23条第2号から第3号までは、一定の所得額以下の世帯の均等割額の減額の減額判定額が書いてございます。国保税は、被保険者等の所得により算定される応能割と、加入人数や加入世帯に均等に課される応益割がございしますが、国保税の負担能力が特に不足している世帯を救済するため、世帯の所得が一定以下の場合には応益割の世帯均等割額と加入者平等割額が、所得に応じて原則7割、5割、2割の軽減措置が講じられております。

今回の改正においては、5割、2割の軽減基準の軽減判定所得について、5割軽減世帯が27万円から27万5,000円へ、2割軽減世帯が49万円から50万円に拡充されたものでございます。具体的に申し上げますと、課税限度額の引き上げにより高額所得者については課税額が増える一方、均等割額の減額判定額が拡充されたことにより低所得者においては国保税の税負担が減ることとなります。国保の被保険者世帯のうち、昨年度の限度額まで納税をいただいている世帯については18世帯であり、この世帯については、昨年が同様の所得であれば全ての世帯が4万円の国保税額の増額というようなこととなります。一方で、均等割額の5割軽減世帯が1世帯増、2割軽減世帯が3世帯増の見込みとなっております。

説明につきましては以上でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（廣瀬和吉君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（廣瀬和吉君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

**◎閉会の宣言**

○議長（廣瀬和吉君） 申し上げます。

平成30年4月10日招集の平成30年第2回天栄村議会臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これにて平成30年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 6月20日

議 長 廣 瀬 和 吉

署 名 議 員 服 部 晃

署 名 議 員 小 山 克 彦

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	教育長の任命につき同意を求めることについて	4月10日	同意
2号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	4月10日	同意
3号	専決処分の報告及び承認について	4月10日	承認
4号	専決処分の報告及び承認について	4月10日	承認